

泉区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル

I. はじめに

1. 目的

本マニュアルは、泉区に災害による被害が発生し、その被害状況に鑑み、泉区災害ボランティアセンター(以下:区災 VC)の設置が必要と判断された場合、その設置・運営を円滑に行うため、区災 VC の役割、運営方針・内容を示すものです。

2. 当センターの設置目的・役割、運営方針

1) 設置目的・役割

区災 VC は区内で災害が発生した際、被災地・者を支援することを目的に、泉区災害対策本部(以下:区対策本部)、泉区社会福祉協議会(以下:区社協)、泉区災害ボランティア連絡会((以下:区災 V 連)、区内地域防災拠点(以下:拠点)等と連携し、ボランティア(以下:V)の力を被災地・者の復旧・復興に向け届ける役割を担います。

被災地・者における復旧・復興活動の主役は地域住民で、区災 VC は地元住民が自主的に復旧・復興することが困難な部分についての支援を行います。

2) 運営方針

区災 VC の設置・運営に当って、次の「運営方針」に基づき実施します。

- ・住民一人ひとりの一日も早い生活再建を目指す。
- ・直接的な被災の程度だけでなく、個々の生活課題やコミュニティとの関係などにも目配りする。
- ・「被災者主体」「被災地中心」の運営をし、区災 VC 運営の論理が先に立たない。
- ・活動は常に、被災者ニーズ(潜在的なものも含め)を起点に取り組む。
- ・Vの自主性、柔軟性、創意工夫を支援に活かす。
- ・Vの安全を確保する。
- ・区災 VC 内だけでなく、関係機関との意思疎通、情報共有に努める。
- ・一定の時期に、区社協の平常時体制に移行し、復興に繋げる。

3. 災害ボランティアについて(専門的ボランティア、一般ボランティア)

災害ボランティア(以下災V)とは、災害時に被災地・者に対する支援活動を自主的に行う個人及び団体を指します。医師、看護師、被災宅地危険度判定士など専門的知識・技能・特定な資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所での炊出し、物資の仕分け、泥だしなど特別な資格や技術を必要としない「一般ボランティア」に区分されます。

区災 VC が窓口となり対応するのは「一般ボランティア」です。

専門的ボランティアは区対策本部が窓口となり対応します。専門的ボランティアの区分、受入れ窓口、担当部署は横浜市防災計画(震災対策編)を参照してください。

※ 専門的ボランティア、一般ボランティアの例示・・・ 資料16

※ 専門的ボランティアの横浜市担当部署…………… 資料17

II. 泉区災害ボランティアセンターの設置について

1. 設置について

- 1) 区対策本部は、区内の被害状況を把握のうえ、関係機関との協議により、ボランティアによる救援活動が必要と判断した場合、区災 VC の設置・運営を、区社協に要請します。
- 2) 区社協は、この要請に基づき、区災 VC の設置・運営を行うに当たり、区災 V 連の協力が必要と判断した場合、区災 V 連に協力を要請します。
- 3) 区災 VC の開設は、発災後 72 時間以内を目標とします。

2. 設置・運営までの流れ

1) 設置決定判断まで

- ① 災害が発生した場合、区社協幹部、職員は参集計画に基づき、泉ふれあいホームに参集します。
- ② 区社協は、区対策本部と連絡を取るなど、区内の被災状況、V の必要性等について確認します。
- ③ 区対策本部は、区災 VC 設置が必要と判断した場合、区社協にその設置・運営を要請します。
- ④ 区社協は、区災 VC 設置・運営に関し、区災 V 連の協力が必要と判断した場合、区災 V 連に対し、区対策本部から区災 VC 設置の要請があった旨連絡するとともに、区災 VC 設置・運営について協力要請をします。
- ⑤ 区社協、区災 V 連は、区災 VC の運営体制、区対策本部との連携体制、運営ルール、設置・運営場所、ニーズ把握方策、運営費等について協議します。

2) 発災から72時間以内

- ① 区災 V 連は、同会員に区災 VC 設置・運営への参画要請を行います。
- ② 区社協と区災 VC 連は下記につき確認を行い、不足・補充が必要なものについて、関係先に補充、協力要請を行います。
 - ・スタッフ人員、災 VC 設置場所、駐車場、車両、開設時期等
 - ・災 VC 設営のための事務資機材、V 活動資機材
- ③ 区災 VC は、区対策本部、地域防災拠点、市災 V 支援 C 等の関係機関・団体に区災 VC 開設につき連絡します。併せて、チラシ、HP 等で幅広く情報提供ひます。
※市災 V 支援 C への連絡・・・様式
- ④ 区災 VC は、被災地・者に向け、ボランティア派遣要請の受付開始の広報を行うとともに、被災地での V 派遣要請調査を実施します。
- ⑤ 区災 VC は、ボランティア募集をチラシ、HP、Facebook 等で広報します。

3. 組織

区災 VC は2部門を編成し、その運営は区社協が中心的役割を持ち、区災 V 連の協力を得て行います。

部門名	区社協担当部署	役割
運営グループ	調整中	・区対策本部との連絡調整 ・総務・会計・物資・情報等 ・市災 V 支援 C との連絡調整
コーディネート・グループ	調整中	・区災 V のコーディネート部分。 (受付、マッチング・送出し、活動資機材・車両、報告等) ・障害者支援、外国籍住民支援

※ 区 VC 組織図と業務……資料 07

※ 各班の役割は、別資料「手順書」…資料 11

4. 活動内容

区災 VC の活動は、下記の通りです。

- 1) 区対策本部、区社協、関係機関等との情報受伝達、支援活動の協議
- 2) 被災地・者のニーズの把握と相談援助活動、専門機関等へのつなぎ
- 3) 被災者支援活動
避難所生活支援、日常生活再建、介護・医療ニーズのサポート、健康管理、精神的サポート、支援プログラムの開発・実施等
- 4) 区災 VC スタッフの確保、調整等、運営体制の整備
- 5) 他地域からの受援、他地域への支援
- 6) V 募集と調整
- 7) V 活動資機材・車両の確保、調整
- 8) 区災 VC 活動資金、支援物資の確保、調整
- 9) 広報活動（被災地・者向け、V 向け、マスコミ向け等）
- 10) 会計、保険、苦情処理等の庶務事項
- 11) 区災 VC 閉鎖の検討と生活支援体制への移行

5. 運営スタッフの確保

- 1) 区災 VC のスタッフ要員は、区社協職員の中から、本来業務に必要な人員を確認のうえ、可能な限りスタッフとして配置します。
- 2) 次に、参集可能な区災 V 連メンバーの中から配置します。
- 3) さらに、区内から募集します。
- 4) 上記でも不足の場合、市災 V 支援 C など関係先に派遣を要請します。
- 5) V とニーズとのマッチングを円滑に行うため、3日以上継続活動できるコーディネーターを確保に努めます。
- 6) 災害 V 活動経験などのノウハウを持つ人を優先して配置します。

6. 区災 VC 統括責任者

役職	担当者	役割
統括責任者	区社協事務局長	区災 VC 設置・運営の統括
副責任者	区社協事務局次長	統括責任者の補佐 統括責任者不在の場合、統括責任者を代行

※ 重要案件については、区災 V 連代表・副代表と協議し決定します。

7. 協力団体

区内各地域防災拠点	泉区ボランティアネットワーク	泉区赤十字防災ボランティア QQ の会
ボーイスカウト横浜31団	ガールスカウト神奈川県100団	泉区防災ライセンスリーダー連絡会
ボーイスカウト横浜62団	泉区障害福祉地域支援協議会	多文化まちづくり工房
スポーツ推進委員連協	青少年指導員協議会	区内各地区社会福祉協議会

泉消防署	泉警察署防犯連絡会	泉区精神障害者家族会「いずみ会」
特養老ホーム天王森の郷	アズハイム横浜いずみ中央	(宗)密蔵院

8. 関係機関

機関名	連絡先	備考
市災 V 支援 C	TEL FAX Mail アドレス	
区対策本部ボランティア班		
区本部総務班		
泉消防署		
泉警察署		

9. 設置場所

区災 VC の設置場所は、泉区福祉保健活動拠点(泉ふれあいホーム)内とします。

ただし、使用できない場合を考え、事前に代替施設を準備しておきます。

なお、サテライトも合わせ検討しておきます。

※センター設置場所設置に当たって、考慮すべき点・・・資料 09

10. 運営場所・運営時間・資機材

1) 運営場所のレイアウトについては、区社協、区災 V 連と協議して決定します。

※配置図例・・・資料 10

2) 運営時間

区災 VC の開設時間については、下記の時間を基準に、時期により協議して決めることとします。

・区災 VC 業務時間 8時～18時

・V 活動時間 9時～16時

3) 資機材

必要となる資機材は、事務所用と V 活動用に分け、準備が必要です。

※センター運営用

事務関連資機材・・・資料 12

V活動用資機材・・・,資料 13

11. 運営資金

区災 VC の運営に関する経費については、災害救助法の適用状況等に応じて、県共同募金会が実施する「災害支援制度」を活用します。

当制度に該当する場合、区災 VC (区社協が窓口)は、県共同募金会に支援資金の申請を行い、交付が決定されれば、運営資金(300 万円以内)が、概算払いにより交付されます。(事後清算)

※災害支援制度について・・・資料 14

Ⅲ. 泉区災害ボランティアセンター閉鎖について

1. 手順

原則として、区内全ての地域防災拠点が開鎖された時点、ないし区内被災地の生活課題の解決状況により、区対策本部との協議により閉鎖を決定し、生活支援、地域支え合い活動等、通常のボランティアセンター業務に移行します。

2. 広報

閉鎖及び閉鎖後の対応窓口に関し、関係機関に対し連絡する。合わせて、チラシ、HP 等を通じて広報し、周知します。

3. 残務整理

- 1) 閉鎖決定後は、速やかに区災 VC 活動場所を整理し、原状復帰を行います。
- 2) 救援資器材、物資、残余財産の取扱いについて検討します。
- 3) 会計については、清算手続きを完了し、監査を受けます。
- 4) 協力を得た関係機関・団体に礼状を送付します。

4. 活動報告

今後の教訓として、区災 VC の災害時の活動内容、運営上の課題、改善策等を記載した報告書を作成のうえ、広報します。

Ⅳ. 平常時からの体制づくり

災害時に有効かつ迅速な支援活動を機能させるため、区社協、区役所、区災 V 連の三者は平常時から協働して連絡会議を開催し、下記の事項につき実施します。

1. 区災 V 連への会員登録、組織化
2. 関係機関・団体、地域防災拠点、等との連携
3. 近隣区、市内・県内・他地域災 V 団体、関係 NPO/NGO との連絡体制の構築
4. VC 開設・運営シミュレーション等の各種訓練の開催
5. 区災 VC 運営に当って必要となる資器材、車両、駐車場などの提供先の開発。

以上

平成 29 年 3 月作成